

建築士事務所廃止届

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

建築士事務所の業務を廃止したので、建築士法第23条の7の規定によりお届けします。

令和 年 月 日

届出人

事務所と届出人との関係

氏名	(法人名)
住所	
<input type="checkbox"/>	建築士事務所の開設者であった者（業務の廃止）
<input type="checkbox"/>	開設者の相続人（開設者の死亡）
<input type="checkbox"/>	開設者の破産管財人（開設者が破産）
<input type="checkbox"/>	法人を代表する役員であった者（合併による解散）
<input type="checkbox"/>	法人の清算人（破産又は合併以外の事由による解散）

建築士事務所	ふりがな	
	名称	
	所在地	〒
	建築士事務所の級別	<input type="checkbox"/> 一級 ・ <input type="checkbox"/> 二級 ・ <input type="checkbox"/> 木造 建築士事務所
	登録番号	広島県知事登録 () 第 号
	登録年月日	<input type="checkbox"/> 平成 ・ <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
	管理建築士氏名及び建築士登録番号	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 建築士 第 号 <input type="checkbox"/> 木造 <small>※二級/木造建築士は、登録都道府県名を記入</small>
事実発生日	令和 年 月 日	
廃止理由	<input type="checkbox"/> 1 業務の廃止 <input type="checkbox"/> 2 開設者の死亡 <input type="checkbox"/> 3 開設者が破産 <input type="checkbox"/> 4 合併による解散 <input type="checkbox"/> 5 破産又は合併以外の事由による解散	

(提出部数2部)

※必要添付書類一覧

届出により登録簿を抹消しました。

令和 年 月 日

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会

廃止理由	必要な添付書類
1. 業務の廃止	—
2. 開設者の死亡	開設者との関係を証明する書類 (戸籍抄本等)
3. 開設者が破産	破産の事実及び管財人であることを証する書類
4. 合併による解散	解散の事実を証する登記事項証明書
5. 破産又は合併以外の事由による解散	解散の事実を証する登記事項証明書

(令和3年6月1日改訂版)

◆届出人欄の記入について◆

1. 業務の廃止の場合

個人開設: 代表者氏名、住所

法人開設: 法人名、代表者役職名、代表者氏名、住所

添付書類: 特になし

2. 開設者の死亡の場合 (個人開設のみ)

開設者の相続人の氏名、住所

添付書類: 開設者と届出人との関係を証明する書類(戸籍抄本等)

3. 開設者が破産の場合

破産管財人の氏名、住所

添付書類: 破産の事実及び管財人であることを証する書類

4. 合併による解散の場合(法人開設のみ)

法人を代表する役員であった者の氏名、住所

添付書類: 解散の事実を証する登記事項証明書

5. 破産又は合併以外の事由による解散の場合(法人開設のみ)

法人の清算人の氏名、住所

添付書類: 解散の事実を証する登記事項証明書

二級建築士及び木造建築士の場合は、資格区分にチェックを入れると登録を受けた都道府県名欄が赤色で塗りつぶされます。(Excel入力の場合)

建築士氏名 び	<input type="checkbox"/> 一級	第	号	
登録番号	<input checked="" type="checkbox"/> 二級 建築士			
	<input checked="" type="checkbox"/> 木造			
月日	令和	年	月	日

このセルを選択すると右側に▼のボタンが表示されるので、クリックしプルダウンリストより登録を受けた都道府県名を選択してください。

都道府県名
北海道
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県

都道府県名を選択後、セルの塗りつぶしは自動的に解除されます。

なお、本籍地ではありませんので、ご注意ください。

また、一級建築士の方は当該欄へはなにも記入しないでください。